

日本学術会議法案（2025 年 3 月 7 日閣議決定）の問題点

2025 年 3 月 31 日／岡田正則（早稲田大学）

1 違憲性と違法性

- ・ 現行法の廃止と法案の作成は、憲法違反・現行法違反と解される。
→前文の削除、法案 1 条（目的）・2 条（基本理念）、附則 28 条（現行法の廃止）は、憲法具体化法としての現行法を否定するための条文である。また、学術会議の審議を経ずに法案が作成された点については、現行法 3 条に違反すると解される。

2 独立性の剥奪（運営における自主性・自律性の否定）

- ・ 法案は、日本学術会議の独立性（政府＝内閣からの独立性）を剥奪しようとしている。
→法案 3 条（法人化）。現行法 3 条が定める“職権行使の独立性”は否定され、独立行政法人と同様に、主務大臣による監督がさまざまな形で実施される。
- ・ 法案は、学術会議の運営における自主性・自律性を否定するものである。
→8 条等（監事・中間活動計画・評価委員会という 3 点セットの連動によるコントロール）。光石会長の 5 つの懸念（2024 年 7 月 29 日、①大臣任命の監事の法定、②大臣任命の評価委員会の法定、③中期計画の法定、④次期以降の会員選考での特別な方法の導入、⑤選考助言委員会設置の法定）は、まったく払拭されていない。
- ・ 法案は、運営方法をトップダウン型に変形し、積み上げ型の否定している。
→法案 10 条～23 条（総会、会長・副会長・役員会の役割、運営助言委員会、評価委員会）などがそのための規定である。
- ・ 主務大臣（内閣総理大臣）等による直接・間接の監督と統制が行われる。
→法案 24 条・32 条（解任）、33 条～36 条（責任・義務）、49 条・50 条（報告・検査および是正措置）、51 条（評価委員会）、55 条～58 条（罰則）などがそのための規定である。

3 会員の選任への介入

- ・ 法案は、会員選任における自主性・自律性を否定するものである。
→法案 29 条は、“内閣総理大臣の任命”に代えて、総会の決議により開院を選任することとしたが、その前提として、選定助言委員会の意見に基づく会員候補者選定委員会の選定方針の作成、これに基づく選定委員会の会員候補者の選定が行われる（25 条～31 条）。

4 「業務」実施団体とし、財源を保障しない点

- ・法案は、学術会議に「業務」を実施させ、中期活動計画・年度計画で拘束する。
→法案 37 条～41 条（業務）、42 条～44 条（中期活動計画・年度計画の策定とその評価）がそのための規定である。
- ・法案は、企業会計原則を導入し、財務の面からも監督と統制を行うこととしている。
→法案 45 条～47 条は、財政基盤の多様化という考え方の下で、収益性のある業務の実施を想定している。48 条は「必要と認める金額を補助することができる」と定めることにより、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」という現行法の立場を否定して、財政基盤を不安定化させ、財務の面からもコントロールできるようにする規定となっている。

5 経過規定（法人への移行過程）に関する問題点

- ・2026 年および 2029 年の会員選考・選定はコ・オペレーションから外れると予想される。
→法案附則 6 条の候補者選考委員会の委員は会員から選出されるわけではないので、コ・オペレーションから外れる選考・選任手続になると予想される。
- ・内閣総理大臣の指名等により、次期体制が既成事実化されるおそれがある。
→法案附則 6 条は、法案制定後の施行日前に、内閣総理大臣が会長職務代行者を指名する。この者が成立時総会の招集の通知を発する。議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項についても、この者が定める。このようにして、会長職務代行者が次期会長となることが既成事実化され、次期役員体制もその下で構成されることが懸念される。

<補足>

- ・ナショナル・アカデミー 5 要件の不充足。
→法案は、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、という 5 つの要件のうち、③～⑤を満たさない。また、①②については、文面上は充足するように見えるが、実質上で充足しているといえるか、疑問視されうる。